

事務連絡
平成27年3月31日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課職業病認定対策室長

石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの改修について

これまで、石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金に係る請求及び決定の状況については、平成21年7月31日付け事務連絡「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの導入及び当該ツールを用いての報告並びに各都道府県労働局におけるツール導入時の作業依頼について」（以下「平成21年7月31日付け事務連絡」という。）に基づき、「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール」（以下「ツール」という。）により把握してきたところである。

今般、これらをよりの確かつ効率的に実施するため、下記1のとおりツールを改修したところである。

については、今後、石綿ばく露作業に係る労災認定等事業場一覧表の公表等に係る作業については、下記2により機能を追加したツールを用いて報告をお願いすることとしたので、的確な運用に資するため、誤入力の防止等遺漏なきを期されたい。

記

1 本ツールの改修に係る概要

本ツールの今回の改修の概要については以下のとおりである。なお、操作方法については、本日、労働基準行政システムの全国掲示板の補償課の掲示板（全国掲示板/本省/労働基準局/労災補償部/補償課）に掲載する「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツール操作手引書」（以下「操作手引書」という。）を参照すること。

（改修項目）

○処理経過簿関連

- ① 石綿小体等の計測が行われていた場合における小体本数等の入力欄を設けた。
- ② 決定時疾病名が肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚である場合に、適用した認定基準の入力欄を設けた。

- ③ 異なる石綿関連疾患の請求及び決定を処理できるよう後続請求の入力欄を設けた。
- ④ 石綿救済法事案の回送事案について、回送元の労働局において事案を入力する際に、「救済法決定年月日」を入力せずに登録できるようにした。

○事業場公表関係

- ⑤ 一度作成した「認定者別リスト」、「事業場別リスト」又は「事業場公表リスト」について、処理経過簿又は事業場管理簿を修正した後に、再度「新規作成」を行っても、リスト内の被災労働者及び公表事業場の順番が入れ替わることがないようにした。
- ⑥ 一度作成した「認定者別リスト」、「事業場別リスト」又は「事業場公表リスト」について、処理経過簿又は事業場管理簿を修正した後に、再度順次これら全てのリストを「新規作成」することなく、修正内容が該当のリストに反映されるようにした。
- ⑦ 処理経過簿に、最も早い決定年月日よりも前の日付で死亡年月日が登録されている場合、「事業場公表リスト」等に「うち死亡」の件数が自動で出力されるようにした。
- ⑧ 確認票の石綿ばく露作業欄の文字を拡大した。

○その他

- ⑨ 事業場管理簿に「既存番号検索」ボタンを設け、既に使用している事業場のグループ番号を検索できるようにした。
- ⑩ 死亡年統計の作業を、ツールを用いて行えるようにした。

2 現在使用しているツールへの機能の追加について

別途指示する年度更新及びプログラム更新の作業により、現在各局において使用しているツールに上記1の機能を追加すること。今後、本省へ報告を行う際には、今回の年度更新及びプログラム更新を行ったツールを使用すること。

3 新たに追加した入力項目への入力について

今回のツール改修において追加した入力項目については、平成27年度認定分から、各局のツールを年度更新及びプログラム更新した後に入力を求められることになるため、更新後は必ず入力を行うよう留意すること。